

平成18年(2006年)川崎市議会予算審査特別委員会記録

第2日 平成18年3月8日(水)

○吉沢章子委員 おはようございます。私は、通告いたしましたとおり一問一答で、大きな項目として2項目、市有財産・公的施設の有効活用について、LD、ADHD、高機能自閉症等、発達障害と言われる子どもたちへの本市の対応について、それぞれ財政局長、まちづくり局長、総務局長、市長に、2項目めについては教育長、健康福祉局長、市長に伺ってまいります。

まず、市有財産・公的施設の有効活用について、財政局長に伺います。平成18年度予算案における歳入の18款財産収入についてですが、前年度比24%減となっております。予算ベースで過去3年間の財産収入の推移と増減の理由について、伺います。

○中田弘義財政局長 財産収入についての御質問でございますが、過去3年間の一般会計における財産収入の推移及びその増減要因でございますが、平成16年度の予算額は48億円で、対前年度比較では8億円の減となっており、その主な要因は公共事業代替地等の売り払いの減によるもの。平成17年度の予算額は61億円で、対前年度比較では13億円の増となっており、その主な要因は、小杉新駅事業関連用地の売り払いに伴う増によるもの。平成18年度の予算額は46億円で、対前年度比較では15億円の減となっており、その主な要因は、平成17年度の小杉新駅事業関連用地の売り払い完了に伴う減によるものでございます。このように一般会計における財産収入につきましては、事業の進捗等により予算額が大きく増減することがございます。以上でございます。

○吉沢章子委員 土地が売れた売れないで、予算額が10億円前後という大きな単位で増減しております。当然需要のあるところから売れていくわけで、後になるほど売れにくい。また、土地を売るという行為そのものは、要するに財産を減らしており、いつかはなくなるということでございます。現在、財産収入は予算構成比の約1%であります。単に売却ありきではなく、市有財産全体を見渡し、有効に活用してこそ、安定した財源となると考えます。

私は、昨年6月の定例会において、資産の有効活用について伺いました。低未利用地は一元的に総合企画局が把握しておりますので、それ以外の各局の資産について一元的に把握し、有効活用すべきであると申し上げました。当時は質問までに各局すべてを洗い出すのは無理とのことでございましたが、その後の取り組みについて財政局長に伺います。

○中田弘義財政局長 資産の有効活用に向けての取り組みについての御質問でございますが、川崎市低・未利用地対策基本方針に基づく処分可能用地等につきましては、毎年調査依頼を行い、集約した後に、売却方針が出されたものを翌年度の財産売払収入として予算案に計上してまいりました。今回これとは別に、貸し付けによる資産活用を視野に置きながら、平成17年10月に、その可能性について2,400件を超える施設を対象に全庁的な調査を実施いたしました。この結果として、現行制度において貸し付けることが可能なものが1件でございました。しかしながら、今後予定されている地方自治法の改正により、行政財産も一般的に貸し付けが可能となることも想定されますことから、法令の動向に留意しながら、その施行時期に合わせて貸し付けが実施できるよう適切に対応してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、安定的な財源確保という観点からも、資産の有効活

用は大変重要なことと考えますので、積極的に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 各局が協力をして2,400を超える施設があるという洗い出しができたことを、まず評価いたします。現行法では、貸し付け可能なものが1件であるとのことですが、しかしながら、御答弁のように、地方自治法の改正による規制緩和が現実のものになってきています。そこで伺いますが、直近の国の動向と本市が対応すべきスケジュールについて、財政局長に伺います。

○中田弘義財政局長 地方自治法の改正動向と今後の対応についての御質問でございますが、地方自治法の改正につきましては、現在、国において改正法案を準備しているところでございまして、今国会において改正法案が成立した場合、財産関係の改正に係る部分につきましては、別途政令を定め、法律公布の日から1年以内の施行となるものと伺っております。このうち市有財産の有効活用に関連するものとしましては、行政財産の管理及び処分を規定する第238条の4第2項が、用途または目的を妨げない限度において貸し付け、または私権を設定することができると改正される予定になっております。今後は、改正の詳細が明らかになった時点で、財産管理に関する条例や規則の改正を行うとともに、貸付先の選定基準などさまざまな課題を解決しながら、市有財産のさらなる有効活用が本格実施できるよう適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 昨日、閣議決定をされたとも仄聞しております。今国会を通れば、1年以内の施行であります。来年の4月には地方自治法が改正される目途であり、本市としては、平成18年度内に条例整備をしていくわけでございます。用途または目的を妨げない限度において貸し付け、または私権を設定することができるとは、例えば、行革によってもたらされる余剰床をコンビニに貸す、ということも可能になるわけでありまして、御答弁のように、市有財産の有効活用が本格実施できますよう、適切で積極的な取り組みをひとまず財政局長に要望いたします。

続いて、公的施設の有効活用の観点から、視点を変えてまちづくり局長に伺います。平成18年度予算、歳出の9款4項4目施設整備費のうち、公共建築物等調査事業費800万円及び公共建築物耐震化推進事業費2億336万6,000円が計上されています。まず、公共建築物等調査事業費について、概要と目途及びスケジュールについて伺います。また、公共建築物耐震化推進事業費に関しては、今議会及びきのうもやりとりがありましたので、非常に簡単に申し上げますと、平成18年度中に新基準で公共施設を調査するというところでございます。そこで、事例の検証としてわかりやすい本庁舎及び今議論している第2庁舎について伺います。本市は、公共建築物について以前にも耐震度検査をしておりますが、この両庁舎の耐震度について伺います。また来年度、耐震度等の調査を行った結果の公表はいつなされるのか伺います。

○寒河江啓壹まちづくり局長 公共建築物等調査事業などについての御質問でございますが、公共建築物等調査事業につきましては、公共建築物維持保全事業及びテレビ電波障害防除施設デジタル化調査がございまして、まず、公共建築物維持保全事業につきましては、公共建築物を計画的に維持保全することにより、施設設備の長寿命化と維持保全費用の縮減及び各年度の予算の平準化を図ることを目的としております。

次に、スケジュールについてでございますが、平成18年度につきましては、対象施設の

建物調査を順次開始し、施設の建築や設備に関するデータベースを作成し、平成19年度以降、関係局と調整の上、各施設ごとの中長期保全計画の策定を予定しております。

次に、テレビ電波障害防除施設デジタル化調査につきましては、アナログ放送が終了いたします平成23年までに、地上デジタル放送に対応する新たな電波障害防除施設の対策が必要となることから、対策範囲についての考え方や対策手法などについて調査を実施してまいりたいと考えております。

最後に、公共建築物の耐震化推進事業についてでございますが、各施設の耐震計画につきましては、建物の劣化状況や地盤特性なども考慮した上で総合的に判断し、策定していくことが必要と考えております。平成18年度におきましては、本庁舎、第2庁舎を含めました施設ごとの基本計画を策定いたしまして、平成19年度にはこの基本計画を踏まえ、重要度、危険度及び緊急度も加味し、総合的な耐震改修計画を立案し、できるだけ早い時期に公表できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 公共建築物等調査事業は、今まで場当たりのだったビルメンテナンスについてトータルに考えるものであり、ビルオーナーならば当然と言えるものでありますが、こういう経営的視点を持つことこそが大事であると考えますので、しっかりと推進していただきたいと思っております。また耐震化推進事業について、本庁舎、第2庁舎を含め、平成19年のできるだけ早い時期に公表するとのことでありました。残念ながら現在の耐震度についてはお答えいただけませんでした。私は構造専門家ではないので断言はできませんが、個人的な見解としては、危険度は高いのではないかと考えております。いずれにしても平成19年を待つわけですが、続いて本庁舎、第2庁舎の事例に関連して総務局長に伺います。本庁周辺で、庁舎に入り切らずに本市が借りている民間ビルの床面積と家賃について伺います。

○曾・純一郎総務局長 本市が本庁舎周辺で借りている民間ビルの床面積及び家賃についての御質問でございますが、総務局で賃貸借契約を締結しております本庁舎周辺の民間ビルは、明治安田生命ビルなど4件ございまして、主に事務室として利用しております。総床面積は6,725平方メートル、賃借料は共益費等も含めて年間3億5,574万円でございます。以上でございます。

○吉沢章子委員 6,725平方メートル、年間約3億5,000万円でございます。今は高いか安いのかの議論ではなく、この数字は建てかえなどを考えるときのさまざまな要因の一つであるということでもあります。地方自治法改正以降の有効活用による費用対効果や職員の作業効率、また危機管理の中核でもある本庁舎等の建てかえについて、来年度の耐震調査の結果次第では視野に入る可能性もあります。このように建てかえ等は当然のことながら、財政を含め総合的に判断しなければなりません。まちづくり局は総合的な耐震改修計画を立て、優先順位をつけたにしても、施策的な判断を下すまでの権限はありません。では、どこがどう判断していくのか。公共建築物も市有財産であります。その社会的責任とともに有効活用も視野に入れ、また市の施策とも整合させながら全体を見通して施策判断を下すことが求められます。

そこで市長に伺います。私は、以前より経営的視点に立った資産の有効活用や収益向上について申し上げてまいりました。また資産活用課や、さらに俯瞰的視野に立った全庁組織の必要性を申し上げてまいりました。地方自治法改正、平成19年4月施行に備え、本市

は条例整備を平成18年度内に行う予定です。また、平成19年の早い時期に耐震改修計画も公表されます。資産の有効活用への取り組みがさらに求められますが、公有地総合調整会議のみならず、今後さらに経営的視点に立った組織が必要不可欠になると考えますが、見解を伺います。

○阿部孝夫市長 資産活用についてのお尋ねでございますけれども、本市の財政状況が依然として厳しい状況下にあつて、活力と潤いのある元気都市かわさきを実現するためには、地域にあるさまざまな資源や資産を最大限に活用しながら、効率的で効果的な市政運営を行うことが重要であると考えております。そのため、これまで例えばマイコンシティをリース方式にして借り手をすぐに見つけるとか、あるいは中原会館について、需要が落ちた結婚式場を廃止して総合福祉センターにする等々、財産の有効活用には経営的視点で努力をしてきたところでございますけれども、今回の地方自治法の改正で一段とやりやすくなりますので、こういった改正動向等も踏まえながら、組織のあり方も含めて資産の活用については積極的に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 前向きな御答弁と受けとめさせていただきます。我が党の代表質問によりますと、本市は平成18年度、減債基金の積み増しを約70億円図り、実質公債費比率を18%以下に保ち、地方債発行の自由度と市場の信頼を得ようとしています。安定的な財源の確保は常に至上命題であります。私が昨年12月に質問いたしましたCSRに基づく環境配慮型ミニ公募債等、市債の発行などをさらに工夫していただくと同時に、御答弁の地方公共団体も経済活動の一主体であるとの認識のもと、明快なビジョンを持ち、マネジメントする組織の構築が絶対に必要であると強く申し上げ、要望といたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、LD、ADHD、高機能自閉症等、発達障害と言われる子どもたちへの本市の対応について伺います。まず、教育長に伺います。LD、ADHD、高機能自閉症等、発達障害と言われる子どもたちが年々増加していると言われております。先日、私も相談を受けました。仮にA君というこの小学校1年生の少年は、アスペルガー症候群と診断され、現在、市内の小学校普通教室に通っております。ほかの小学校の通級の教室にも通っておりますが、発達障害児への対応が進んでいるという学区外の小学校に転入しようとしたところ、現状の児童で手いっぱいこの小学校からは転入を断られました。この事例で、現状の検証と今後のあり方を順次伺ってまいりたいと思っております。

まず、教育長に伺います。発達障害と言われるお子さんたちの人数の把握について、また、現在までの施策の展開について伺います。さらに、学校での具体的な取り組みと対応について、通級指導教室についても含んで伺います。

○北條秀衛教育長 LD、ADHD、高機能自閉症等、発達障害と言われる子どもたちへの対応についての御質問でございますが、本市における特別な教育的ニーズがある児童生徒の人数につきましては、平成17年度、小中学校165校中147校で把握をし、校内委員会で検討した人数は約2,400名でございます。これは実態把握を実施した学校の全児童生徒数の約3%になっておりますが、必ずしも医師等の診断を経たものではないため、直ちにこれらの障害と判断することはできず、あくまでも可能性としてお示ししております。

次に、本市における特別支援教育体制にかかわる施策につきましては、平成16年度から3年間で、川崎市内の全小中学校における特別支援教育の体制づくりを進めているところ

でございます。具体的には、すべての小中学校で校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを校務分掌上に位置づけております。毎年3分の1の学校を研究協力校とし、巡回相談員の派遣やコーディネーター養成研修を行っております。また、総合教育センターに医師、心理判定員等を構成員といたしました専門家チームを設置し、主として研究協力校の小中学校からの要請に応じて、LD、ADHD、高機能自閉症等の判断や望ましい教育的対応について専門的な助言を行い、校内委員会に情報の提供をしております。研究協力校以外の小中学校に対する支援といたしましては、コーディネーター連絡協議会での情報提供、校内研修や校内委員会への指導、助言等を行っております。

次に、学校における具体的な対応につきましては、第1に、学級内で児童生徒の特性に応じた支援を工夫する実践が挙げられます。具体的には、言葉の説明では理解しにくい子に対し、担任が視覚的な手がかりを提示したり、書くことが難しい子に対し、カードやパズルなどを使って覚える方法を用いたりする取り組みがございます。第2に、担任以外の教員やボランティアが補助的にその教室に入り、当該の子どもの支援を強化する取り組みが挙げられます。ルビを振ったり、課題を小分けしたりすることによって、理解や問題解決がスムーズになり、集団適応も高まっていく効果がございます。第3に、教室から離れてしまいやすい児童生徒に対し、担任以外の教職員がチームを組んでその子どもの気分転換を図ったり、感情表現を育てたりする支援を行っている例もございます。第4に、計画的に個別的な学習指導や小集団での社会性のトレーニングなどの取り組みを試みている学校の例もございます。このほか、通級指導教室を設置しております。この教室は、小学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態でございます。週に一日1時間から3時間を、各通級指導教室で個別指導または小集団指導を行っております。本市では現在、言語通級指導教室を各区に1校、全市で7校に、また情緒通級指導教室は、南部・中部・北部の全市で3校を設置しております。以上でございます。

○吉沢章子委員 大変丁寧にお答えいただきました。学校での現状が明らかになったところでございます。

次に、現状の問題点と課題について及び今後どうあるべきか、何が必要であるとお考えか、見解を教育長に伺います。

○北條秀衛教育長 現状の問題点と課題についての御質問でございますが、現状におきましては、教職員の配置は法に基づいて行われておりますので、今後さらに特別支援教育体制の整備を推進するためには、教育ボランティアや学生の活用なども図る必要がございます。また、専門的な助言を行う巡回相談員等の継続的な派遣も必要かと考えられます。さらに、障害のある児童生徒一人一人の就学前から学校卒業後までの一貫した支援を進める個別の教育支援計画の作成や活用、福祉・保健・医療等関連機関との連携などが課題として挙げられます。

また、情緒障害通級指導教室には、今年度初めは66名の児童数でしたが、特別な教育的ニーズのある児童の増加に伴い、現在は140名の児童が通級しております。さらに国においては、平成18年4月より学校教育法施行規則が一部改正され、LD、ADHDを通級による指導の対象とすると同っております。今後、特別な教育的ニーズのある児童生徒が増加することが見込まれますので、通級指導教室を拡充する方向で関係局を含めて検討してま

いりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 このA君の場合、普通級に在籍し、情緒指導教室に通っております。担任の先生も一生懸命取り組んでいるのですが、1人でほかの児童もすべて見ている状況であり、双方が満足のいく状態ではありません。いわゆる障害児と言われるお子さんと違い、現行法では発達障害に対しては教員の加配は認められていないため、現場での手が圧倒的に足りないのが現状でございます。また、この4月から通級教室というもののニーズもまたさらに高まってくるので、まさに足りないというのが現状だと思います。その中で転校を希望した学校では、ほかからの希望者も多く、目いっぱい状態で、見てあげたくても見てあげられないから断ったということでございます。御答弁のように、教育ボランティアや学生の活用などは喫緊の課題でございます。また、発達障害の子どもたちは、幼児期及び小学校の学齢期に、その子に合った医療と教育をあわせて受けることが大変に有効であるとされております。御答弁の個別の教育支援計画は大変に有効であると考えます。それには福祉・保健・医療との連携が必須条件となります。

そこで、健康福祉局長に伺います。まず、平成18年度予算にメンタルヘルス対策普及啓発促進事業費が計上されておりますが、目的と事業内容及び特徴について伺います。

○井野久明健康福祉局長 メンタルヘルス対策普及啓発促進事業についての御質問でございますが、本事業は、本市におけるメンタルヘルスについての普及啓発を計画的に行うために実施するものでございます。平成18年度は、一般市民向けに早期に医療機関や相談機関につなげるための知識や情報を盛り込んだ普及啓発用冊子と、児童期や思春期の子どもにかかわる学校関係や児童相談機関向けに子どものメンタルヘルスに関する冊子を作成し、広く配布する予定としております。なお、作成に当たりましては、教育関係、児童相談機関、各区保健福祉センター等を含めた作成委員会を立ち上げ、冊子の内容について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 発達障害等は、幼児期にはなかなかわかりにくいということもあり、適切な対応ができにくいと言われております。この冊子が多くの人の心のケアに役立つと同時に、発達障害等の早期発見の一助になり得るよう取り組んでいただきたいと思います。

続いて、健康福祉局長に伺います。平成18年度にこども家庭センターを設置することですが、こども家族センター設置の目的及び役割、また組織について伺います。あわせて、区役所や教育委員会との連携についても見解を伺います。

○井野久明健康福祉局長 こども家庭センターについての御質問でございますが、近年の核家族化の進行や近隣関係の希薄化などを背景とした子育て環境の変化は、親の育児不安や負担感を増大させている状況がございます。このため平成18年度に、新たにこども支援担当、中央児童相談所、南部児童相談所の3課体制のこども家庭センターを中央児童相談所内に設置する予定でございます。また職員につきましては、医師、心理職、保健師等のほか、非常勤等として精神科医、弁護士及び電話相談員を新たに配置する予定でございます。

次に、こども家庭センターの役割につきましては、専門的総合支援機能、子育てを支える家庭支援機能、障害児専門相談機能、電話相談機能及び人材育成・地域支援機能を位置づけ、子どもを養育する家庭に関する相談体制の強化を図ってまいります。また、区役所との連携につきましては、2次的な総合相談機関として、地域における子育て支援の拠点

でもあります各区役所における複雑困難な相談事例に対しまして、専門的支援体制の強化を図ってまいります。さらに、子どもや家庭からのさまざまな相談に対する支援につきましては、教育との連携が必要と考えておりますので、今後につきましては、総合教育センター等と十分な連携を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 精神科医も非常勤ながら配置されるとのことであり、教育・福祉・医療の連携が期待されるところであります。区役所に相談に行っても、センターとの連携により、子どもや親のさまざまなニーズにこたえられるということでございますので、これも期待してまいりたいと思います。

続いて健康福祉局長に伺います。発達障害等の子どもたちに対する今までの対応と課題及び今後のあり方についての見解を伺います。

○井野久明健康福祉局長 発達障害児の対応と課題等についての御質問でございますが、初めに、現在までの対応についてでございますが、発達障害児の相談につきましては、特に乳幼児期から児童期におきましては、障害としての診断が難しいことも多く、さまざまな機関で対応しているところでございます。各区の保健福祉センターにおきましては、乳幼児健診等で発達障害の早期発見やその後の対応についての相談を行っているところでございます。また、乳幼児期から児童期までの療育機関といたしましては、市内3カ所の地域療育センターが、保護者からの相談や保健福祉センター等の関係機関からの紹介に基づきまして、医師や心理職等の専門職により、施設における診察、療育を行うほか、保育所や幼稚園、学校等を訪問し、日常の支援をしている職員への助言を行っているところでございます。このほか市内2カ所の児童相談所におきましては、虐待や不登校等の相談を進める過程において、そのお子さんが発達障害であることがわかることも多く、対応に努めているところでございます。

次に、課題についてでございますが、発達障害児にかかわる相談機関は多岐にわたっておりますので、スムーズな連携を図りながら支援が行えるよう、平成18年4月に設置するこども家庭センターを初めといたしまして、各区の保健福祉センターや地域療育センター、児童相談所、総合教育センター等の関係機関によるネットワークの構築が必要と考えております。さらに、発達障害の特性を理解して的確な支援を行うためには、実際に相談支援を行う機関が専門的な助言を仰げるような2次的な相談機関の整備につきましても、その必要性を認識しているところでございます。今後につきましては、このような現状と課題を踏まえまして、平成18年度は関係機関や学識経験者、当事者団体等から構成される検討会を開催し、発達障害児者の支援体制の整備について協議を行う中で、発達障害者支援センターの設置に向けて検討をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 平成18年度、発達障害者支援センター設置のための検討会が開かれるとのことであり、今までは教育は教育、健福は健福とそれぞれに行ってきた施策がネットワークとして構築され、相談支援体制を確立されることを強く要望いたします。

最後に、市長に伺います。平成18年度は子ども施策の充実を約束され、子どものための横断的で機動的な本庁組織も4月から動き始めるところであります。市長は、教育者としての一面もお持ちですが、今までのやりとりをお聞きになった率直な見解と、発達障害と言われる子どもたちへの今後の本市の対応について御見解を伺います。

○阿部孝夫市長 発達障害のある子どもたちへの対応についてのお尋ねでございますが、

平成17年4月に発達障害者支援法が施行されまして、発達障害者に対する支援体制の整備が国や地方公共団体の責務とされたところでございます。これまで障害としての診断が難しく、その実態の把握も困難であった子どもたちに対しまして、ようやく法的な整備も進み、保健・福祉・教育・労働等の関係部署が協力をして、具体的な手だてについて検討を行うようになったわけでございます。この検討に当たりましては、部署を超えて、子ども支援という観点から横断的に協力しながら進めていくことが必要であると考えております。したがって、今後の対応といたしましては、平成18年度に整備いたしますこども家庭センターが中心となって関係機関の連携を図り、支援の充実に努めるとともに、発達障害についての専門的な中核機関として、発達障害者支援センターの整備に向けて検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 どうぞよろしくお願いいたします。市長のおっしゃるように、まさにようやくであると思います。A君のお母さんは「彼の望みは、お友達が欲しい、それだけなんです」とおっしゃっていました。保育園までは伸び伸びとしていたA君が、学校に入り、萎縮してしまい、ストレスでお母さんに暴力を振るうようになった。その暴力を振るう自分が許せなくて、自分自身を痛めつける、そんな時期もあったということでございます。4月からは転校はあきらめて、在校している学校の障害児クラスに籍を置き、これから充実されるであろう情緒指導通級教室に通うことにしたそうでございます。これはこれで、選択として、いいのかなと私は思います。発達障害と言われている彼らは非常に繊細で、そしてとても才能豊かな子どもたちであります。彼のあるテストを見せていただいたんですが、グラフがございまして、真ん中が標準というところ、突出したすばらしい才能があって、またその標準に届かないところもございまして。これはやっぱりある種天才なんだと私は思いました。標準に届かないレベルを見るのではなくて、突出した才能を伸ばして、彼らが生き生きと育つ教育と環境が必要でございます。A君を初め2,400人と言われる本市の特別な才能を持つ子どもたちのために、彼らの命の尊厳を輝かせる施策の展開を大いに期待し、要望とさせていただきます。私の質問を終わります。ありがとうございました。